

平成 27 年度 第 1 回昭島市環境審議会会議録（要旨）

【開催日時】 平成 27 年 7 月 23 日（木） 18：30～20：30

【開催場所】 昭島市役所 3 階庁議室

【出席者】

- 1 委員：金井悦子委員、桐谷伸夫委員、椎名豊勝委員、嶽山俊夫委員、長瀬透委員、中野修平委員、長野基委員、根本弘委員、久富英雄委員、降旗信一委員、宮川真琴委員
- 2 事務局：山下秀男環境部長、吉野拓環境課長、秋山勲計画推進係長、吉村久実環境保全係長、松永勝行水と緑の係長

【欠席者】

委員：亀掛川幸浩委員

【議事要旨】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 正副会長選出
- 6 議題
 - (1)「昭島市の環境」について【資料 1】【資料 2】
 - (2)昭島市の水について【資料 3】
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

- 資料 1 第 1 章 昭島市環境基本計画
- 資料 2 第 2 章 水と緑の基本計画
- 資料 3 昭島市環境審議会における「昭島市の水」についての審議の経過について
- 資料 4 環境部の組織機構及び分掌事務
- 資料 5 昭島市環境審議会委員名簿

[発言要旨]

1 開会

環境課長 司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
本日の日程につきましては、お配りした資料のとおりでございます。
なお、本審議会は環境基本条例第9条第6項の規定により公開となっておりますので、ご承知の程よろしくお願いいたします。

2 委嘱状の交付

環境課長 それでは、昭島市環境審議会委員の委嘱を行います。
市長から委嘱状をお渡し致します。
市長が皆様のお席にお伺いいたしますので恐縮でございますが、しばらく自席でお待ちください。
それでは市長よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

3 市長あいさつ

環境課長 委嘱状の交付が終了致しました。
ここで、昭島市長より、ご挨拶を申し上げます。
市長、お願い申し上げます。

北川市長 改めまして、みなさんこんばんは。
大変お忙しい中、また6時半という夕刻のひと時ですが、第一回昭島市環境審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。合わせまして、日頃より、皆様方におかれましては、昭島市政の推進にあたりまして、ご理解とご指導をいただいております、心からこの場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。
ただいま環境審議会委員の委嘱状を交付させていただきました。
引き続き、委員となられました方、また、初めて委員となられた方がおられます。
皆様方にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。
さて、本市のまちづくりにおきまして、市民憲章と総合基本計画が根本となる計画となっており、この計画に基づいて昭島市政の推進をさせていただいている所でございます。現在、第5次の基本構

想計画の状況にあるわけで、平成 23 年度から平成 32 年度に至る期間 10 か年の計画を今、推進中でございます。

この基本計画の理念は第 1 次から第 5 次まで一貫して、人間尊重の精神となっております。また、第 4 次の平成 13 年度から平成 22 年度の計画におきましては、人間尊重の精神に加えまして、環境との共生というものをこの理念の一つに加えさせていただいたところでございます。

個人的な見解で恐縮ではございますが、今まで昭島市また日本の国は非常に経済成長が、著しいものがあるわけでありますけれども、それはそれと致しまして、その前提として、環境にいささか負荷を与えてきたのではないかなという思いの中で、理念の一つに人間尊重の精神に、環境との共生を加えさせていただいたわけでございます。

私の信念と致しましても、やはり人間尊重は大事ではありますが、今はこういった自然環境、地球規模、また宇宙規模の中で私たちは命をいただいている、生活をさせていただいているという謙虚な気持ちを持たなくてはならないのではないかというような思いを持って、このまちづくりの基本理念の一つに環境との共生を加えさせていただいたところでございます。

こういった中で環境の現在の位置づけは、非常にまちづくりの中で高いものがあるわけであります。その中で環境への負荷の低減、あるいは持続可能な循環型社会の実現を目指して、人と環境が調和したまちづくりを目標に環境基本計画及び水と緑の基本計画を定めまして、環境施策を推進しているところでございます。これは、先程も触れましたが、第 4 次の計画が平成 13 年度から平成 22 年度までの計画期間でありましたが、その中で平成 14 年に環境基本計画の策定を致しましたし、また、平成 23 年度に水と緑の基本計画を定めております。

特に皆様方にはご案内のことと存じますが、昭島市の一番大きな宝物であり、特徴でありますのは、豊かな水環境となっております。

本市では深層地下水、地下 150m から 250m の間の地層、つまり深層の地下水 100% を汲み上げて、水道水の供給に努めているところでございます。

また、昭島市は市内の南側には多摩川が流れておりますし、北側には玉川上水、そしてまた多摩川に沿って崖線もあります。この崖

線を中心とした湧水などに関するさまざまな施策を推進しておるところでございます。

さらに付け加えますと、昭島市の地形は東西約6キロ、南北約4キロ、周囲約19キロ、面積17.34平方キロメートルというなかで北から南にかけて多摩川に向かって太陽をいっぱい受ける南に面した素晴らしい地形にあるところでございます。

こうした中で平成24年度から本審議会におきましても、水をテーマに掲げまして「本市にとって水とはなにか、また今後どうしていくべきか」ということにつきまして継続してご審議をいただいているところでございます。

後程、事務局から説明があるかと思いますが、国では健全な水循環の維持保全のために水循環基本法を平成26年に制定し、今年10日には水循環基本計画が閣議決定をされたところでございます。

昭島市の水は東京都でも唯一100%地下水で水道水を供給しており、注目もされており、本市の水道部には海外、例えばアフリカの方からも視察にお見えになるというようなこともあります。

いずれにしましても、このように水に対しては国も確かな取組を進めておりまして、注目度は非常に高くなっておりますので、本審議会におきましても是非積極的かつ活発なご審議をお願い致したいと思っております。

またこの他、社会環境、自然環境、生活環境、地球環境など多岐に渡りますご審議をお願いすることとなりますことから、多大なるご苦勞をおかけすることになるとは思いますが、重ねて積極的なご審議、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、第1回の環境審議会の開催にあたりまして、私からのお願いをかねてのご挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

4 委員自己紹介

環境課長 ありがとうございます。
引き続きまして、各委員より自己紹介をお願いしたいと存じます。

(各委員の自己紹介)

環境課長 ありがとうございます。今後2年間よろしくお願い致します。
前後いたしますが、降旗委員がお見えになりましたので、市長から

委嘱状をお渡ししたいと思います。

北川市長
環境課長

(委嘱状交付)

市長は、公務のためここで退席させていただきます。ご了承の程よろしくお願いいたします。

5 正副会長選出

環境課長

それでは、日程5「会長、副会長の選出に移ります。正副会長の選出につきましては、昭島市環境審議会規則第2条第2項の規定により、委員の互選となっております。

どなたか、ご推挙のご提案はございませんでしょうか。

ご推挙が上がらないようですので、前任期における会長、副会長が今任期も委員となっておりますので、引き続いてではありますが、会長に椎名豊勝委員、副会長に嶽山俊夫委員をご提案させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(委員より異議なしの声)

環境課長

異議なしというお声をいただきましたので、会長に椎名委員、副会長に嶽山委員にご就任いただきます。

恐縮でございますが、正副会長はそれぞれの席にご移動お願いいたします。

続きまして、会長と副会長になりました、椎名会長と嶽山副会長に就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

椎名会長

(会長あいさつ)

嶽山副会長

(副会長あいさつ)

環境課長

ありがとうございました。

それではこれからの進行につきましては、椎名会長にお願いいたします。

椎名会長

それでは平成27年度第1回昭島市環境審議会の審議に入りますが、本日は12名の委員のうち11名の出席ですので審議会は成立しております。

それでは、議題に入る前に、事務局の紹介をお願いします。

環境課長

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

6 議題

(1) 「昭島市の環境」について

- 椎名会長 それでは議題に入りたいと思います。(1)「昭島市の環境について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 計画推進係長 昭島市の環境について説明させていただきます。
お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。
まず、「昭島市の環境」についての説明をいたします。
昭島市の環境とは、昭島市の環境施策の実施状況や調査データを取りまとめて1年に1回発行するものでございます。
現在、9月の発行に向けまして作成途中となっております。
お手元の資料1は9月発行予定の「昭島市の環境」に記載される昭島市環境基本計画についての部分となっております。
さて、昭島市環境基本計画でございますが、昭島市環境基本条例の基本理念を具体化するために、本市の地域特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に実施するものとして平成14年3月に策定されました。
10年を目途に計画を見直すこととなっておりますので平成24年3月に見直しを行っております。
本日は「昭島市の環境」に掲載いたします、昭島市環境基本計画の個別目標について平成26年度、つまり昨年度の取組状況について資料1をご覧くださいませ、ご確認いただきたいと思っております。
お手元の資料1の3ページ目をご覧ください。環境基本計画の個別目標の取組状況一覧表でございます。一覧表には、左から基本目標、個別目標と続いておりますが、右から2番目の列に取組状況が記載されております。この取組状況が平成26年度の取組状況の結果となっております。ここでは、主要な項目についてのみ、ご説明したいと思います。
まず「河川の保全・啓発活動に参加した市民の人数」についてです。取組状況につきましては、昨年度3,832人という結果となっており、こちらの数字は多摩川クリーン作戦参加者、水辺の楽校等参加者の合計数でございます。
平成25年度は3,675人でしたので、若干増加しております。引き続き河川の保全・啓発活動の周知を行っていき、参加者を増やすこと

が必要であると考えております。

次の項目でございます。雨水貯留槽の設置です。平成 25 年度は 21 件、23 台の新設、合計 264 件となっていました。平成 26 年度の実績は 15 件、19 台の新設、合計 277 件、331 台となり順調に増加しております。

続きまして「市内の巨樹・名木などの保全」です。

一昨年、平成 25 年度は環境課で行っている環境学習講座で児童遊園にある巨樹及び保存樹木の観察会を実施致しました。平成 26 年度も引き続き環境学習講座で福島神社にある樹木等について講師を呼んで解説してもらい、学習を行いました。

こちらにつきましては指標が観察会の実施となっておりますので目標達成となっております。

続きまして、項目の「緑化に関する補助制度の実施」をご覧ください。こちらは一昨年平成 25 年度に従来からあった生垣と屋上緑化の補助制度を統合し、新たに壁面緑化を加え、緑化推進事業補助金制度を新設致しました。指標では、包括的な緑化補助制度の実施を平成 25 年度までに行うこととなっており、緑化推進事業補助金制度の新設で目標達成となっております。

次に、「市内全域のみどり率」ですが、指標では 43.8%となっておりますが、平成 26 年度の取組状況は東京都の調査の推計で 40.5%となっております。

続きまして、項目の「農業用水の環境・防火用水としての活用」です。

平成 26 年度は未着手となっております。こちらは、環境用水としては、すでに子ども達がザリガニを採取するなどして活用はされていると考えております。

また、防火用水ですが、消防車が火災発生時に近くにある用水路から用水を消防水利として使用している実績もございます。防火用水としての活用もございますが、こうした用水路が水利権の権利の関係で年間通水ができておらず、この点について未着手という判断をさせていただきます。

続きまして 4 ページ目をご覧ください。

項目の「道路交通音の軽減」です。市内の道路で騒音測定を実施しておりますが、国道 16 号線で夜間に 1 地点要請限度を超過していました。

国道 16 号線の道路管理者である国に騒音の軽減についての要請ができるので検討していきたいと考えております。

続きまして、項目の「航空機騒音の軽減」ですが、新環境基準に対応した測定器による測定を開始しましたが、環境基準は未達成でした。こちらは、米軍への要請等活動を基地渉外担当と引き続き行っていきます。

次に項目の「喫煙マナーの向上」です。産業まつりで喫煙マナーアップキャンペーンを実施しました。また、立川市、福生市と合同喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、目標達成となっております。続きまして、項目の「家庭版環境マネジメントシステムの構築」では、家庭の省エネ対策については、二酸化炭素排出量削減のため、平成 26 年度から自治会版省エネファミリー制度を試行実施しております。またこの取組に家庭版環境マネジメントシステムの運用も併せて行っております。

続きまして、項目の「カーボン・オフセット事業」でございます。平成 26 年度は 4 月のあきしま環境緑花フェスティバルで 1 トン分の二酸化炭素の排出量がありました。こちらにつきましては、1 トン分をカーボン・オフセットさせていただき、その他に 8 月 18 日に岩手県の岩泉町と環境保全協定を締結させていただきまして、それを記念して 480 トン分の二酸化炭素をカーボン・オフセットし、目標達成となっております。

続きまして「ごみの総資源化率」です。現在 37.1%という値が記載されておりますが、速報値となっており、確定値は 8 月上旬に決定致しますのでご了承ください。

続きまして、「最終処分量の削減」です。

現在 31 トンで不燃物の選別の向上により大幅に減少しております。続きまして、項目の「奥多摩・昭島市民の森の活動参加者」です。平成 26 年度は、873 人の参加者がありました。7 月は、森でのせん定、下草刈り、ロープワークなど実施しました。11 月には、奥多摩・昭島市民の森開設 10 周年記念式典、記念植樹等が実施されました。続きまして「学校と地域が連携した環境学習の実施」です。キッズ I S O という取組を本市で行っておりまして、5 校で実施していただきました。市内にあるエコパークにて冬の原っぱ大会を開催し、市内小学校 3 校の参加がありました。また近隣の拝島第 2 小学校の環境学習の一環としてエコパークにひまわり、かぼちゃの栽培、花

植えとさまざまな取組が行われました。

最後に「環境情報交換広場の開設」ですが、未着手となっております。現在、本市ホームページ、広報等で環境情報を発信しておりますが、情報交換広場までには至っていないのが現状です。

目標年度が33年度となっておりますので、それまでにホームページ上に情報交換の場を開設できるように検討していきたいと考えております。

説明は以上となります。

水と緑の係長

続きまして、「昭島市の環境」（水と緑の基本計画）についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

先程ご説明いたしました昭島市の環境には、水と緑の基本計画の実施状況等も掲載しております。

この計画は都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定する計画となっております。

本市では、平成10年3月に策定した旧計画「昭島市みどりの基本計画」に基づき平成22年を目標年次として緑に関するさまざまな施策を推進してきました。

そのような取り組みに加え、社会情勢、環境意識等の変化に対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の水についても一体的に保全していく必要性が高まっていることから、平成23年度以降の水と緑の基本方針を改めて示す「昭島市水と緑の基本計画」を策定することとなりました。

計画の期間は、平成23年度から、環境基本計画の目標年度である平成33年度までの11年間としています。

3ページ目をご覧ください。水と緑の基本計画の平成26年度実施状況報告が記載されております。ここでは時間の都合等もございますので、主要な項目についてご説明いたします。

ナンバー4をご覧ください。「多摩川や流域における歴史や文化の継承に努めるとともに、市民参加によるイベント等を通して自然への理解と河川敷利用ルールの周知を図ります。」という施策内容となっております。開始時期が平成25年度までとなっておりますが、すでにこちらは実施中でありまして、水辺の楽校におけるカヌー教室等の実施をバックアップするなどしております。

4ページのナンバー10をご覧ください。「崖線の緑は、緑のネット

ワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っているため、関係する自治体などと連携し、一体的に保全する取組を推進します。」という施策内容になっており、開始時期が平成 25 年度までとなっております。すでにこちらは実施中でありまして、多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会、東京都八市連携でその協議会に参加しております。

ナンバー13 をご覧ください。「市民団体等が行う崖線緑地を保全・再生する活動を支援します。」となっております、開始時期が平成 25 年度までとなっております。すでにこちらは実施中でありまして、はげの下の自然を守る会、大神緑と自然を守る会、鶯竹の会、昭島さぎ草研究会の崖線 4 団体へのアダプト支援を行っております。

ナンバー22 をご覧ください。「市域に生育する樹木や草花の情報を整理した「あきしまの植物」や、河川や水路等に生息・生育する水生生物の図鑑を作成します。」となっております、開始時期が平成 29 年度までとなっております。こちらは、まだ開始時期まで時間がありますが、未実施となっております。

以前、社会教育課で作成したあきしまの植物の更新や、あきしまの生物の図鑑の作成はこれからの検討課題ととらえております。

5 ページをご覧ください。ナンバー32 をご覧ください。「エコパークでは、子ども達とともに、武蔵野の雑木林づくりに取り組みます。」となっております、開始時期が平成 25 年度までとなっております。こちらは、実施中となっております、エコパークにおける武蔵野の雑木林の再生プロジェクトを毎年 12 月に行う、原っぱ大会で実施しております。

ナンバー33 をご覧ください。「街路樹や公園内の樹木の購入費用を市民から募る基金の設立などを進め、緑化意識の向上を図ります。」となっております、開始時期が平成 32 年度までとなっております。こちらは、開始時期まで時間がありますが、未実施となっております、今後の検討課題とさせていただきます。

6 ページ目をご覧ください。ナンバー38 をご覧ください。「あきしま環境緑花フェスティバルや、苗木配付、街角ふれあい花壇等の充実により、緑化意識の高揚を図ります。」となっております、開始時期が平成 25 年度までとなっております。こちらは、各事業とも毎年実施させていただきます。

ナンバー44 をご覧ください。「不要となった樹木の情報を必要な方

に提供する「グリーンバンク」事業の創設について検討します。」となっており、開始時期が平成 29 年度までとなっております。こちらは、開始時期まで時間がありますが、未実施となっております。

本市の既存制度を活用できないか検討したところ、生活用品交換情報というものがありました。動植物は対象外になっており、方法について再度検討を要するものとなっております。

7 ページ目をご覧ください。ナンバー61 をご覧ください。「環境に関する学習の場と機会を拡充するとともに、市民が水や緑にふれあう各種イベントを実施して、環境意識の啓発を図ります。」となっており、開始時期が平成 25 年度までとなっております。こちらは、奥多摩・昭島市民の森の森林教室、環境学習講座、農ウォークや環境緑花フェスティバルにおける環境講演会やグリーンカーテン講習会などの実施とそのアップデート化を行っており、実施中となっております。

8 ページ目をご覧ください。ナンバー65 をご覧ください。「水や緑を守り、育てる活動に参加する団体や自治会等を支援し、連携を図ります。」となっており、開始時期が平成 25 年度までとなっております。こちらは、アダプト活動の普及・支援や、花の応援事業における花苗や花種等の提供を拡大していくことを目指し、実施中となっております。以上となります。

椎名会長
中野委員

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

細かい話ではありますが、3 ページ、環境基本計画で質問があります。

取組状況の合計が 227 件、331 台とありますが、私の手持ち資料には、平成 25 年度は、合計 336 台となっていました。数字を見比べると減っているように思うのですが。

計画推進係長

こちらの数字は水道部で集計をしております。環境課にその結果が報告されるのですが、中野委員のおっしゃるとおりで、実は平成 25 年度実績の報告を受けた際は発覚していませんでした。平成 26 年度の数字を水道部から報告をいただいた際に、誤りがあったことが分かりまして、今回修正させていただいております。従って今回の数字が正しいものとなっております。

椎名会長
中野委員

その他質疑ございますか。

説明にはなかったのですが、水と緑の基本計画の 37 番で質問があります。

「市民が緑に親しめるように街路樹や花壇に花の看板を設置するとともに、市民との協働による緑化を進めます」と書いてありますが、具体的な内容ということで「花の応援事業で花植えを共同で行っている箇所を増やす。看板設置は通行の安全確保も含めて検討する」とありますが、看板というのは何ですか。

水と緑の係長 協力いただける方には、市の職員と一緒に直接花を植えている方達や協力団体の方達がいらっしゃいます。場所によっては花壇を管理していただいているところもあります。協力団体の名前などを看板に記入し設置できればと考えているのですが、現在まだ検討中で、設置しているところではございません。

春と秋に花を植えていただいております、花の名前がわかった方が良いというお声もいただいておりますので、どのようなやり方が良いのかを検討し、団体名を入れるより、花の名前がわかった方が良いという声が多ければ、そちらの検討をさせていただきたいと思っております。

椎名会長 その他質疑ございますか。

久富委員 環境基本計画の家庭版環境マネジメントについて、自治会で省エネファミリーを進める時に、一般家庭の平均エネルギー削減量がどの程度なのかについて、指標を出した方がより取組が進むのではないかと思います。例えば、「3人家族だったら、これぐらいが平均です」といったような指標です。

計画推進係長 確かに指標があると各自治会は、取り組みやすいと思います。B委員の指標に近いアイデアを現在、省エネファミリー制度では実践しております。各世帯のエネルギー使用量の報告をしていただいております。エネルギー使用量の削減率の大きかった家庭については、どのような方法で、どれくらい減らせたのかをホームページ上では載せさせていただいております。インターネット環境が整っている世帯の方につきましては、見ていただき参考にさせていただきたいと考えております。

しかし、久富委員から貴重なご意見をいただいたので委員の意見も今後の取組の参考とさせていただきます。

会長 他の自治体では似たような取組をされているのですか。

計画推進係長 本市と同じようなことを他の自治体でも行っております。登録家庭に二酸化炭素を減らすという目的で、「省エネ活動をしてください」という、本市の省エネファミリーのような制度がございます。

二酸化炭素の排出量というのは増えてきていまして、どこの部分が増えてきているのかというと、一般家庭の二酸化炭素の排出量の伸び率が非常に大きいです。そちらを対象にした二酸化炭素を減らす取組、省エネ活動をなるべく推進していきたいと考えています。

椎名会長

その要因として、人口増はそれほど多くない中で、世帯数が増え、二酸化炭素の排出量が家庭部門で増えていると言われています。省エネ対策として、例えば、省エネコンクールなどは行っていないのですか。

計画推進係長

コンクールは行っておりませんが、有効策は、ご自身で使っているエネルギー使用量の「見える化」であり、省エネファミリー制度では、その点を重視した取組であると考えております。

椎名会長

ところで、一般家庭だとスマートメーターがあると思いますが、昭島市では今スマートメーターの需要はどれくらいですか。

計画推進係長

需要は把握しておりません。

金井委員

すみません。スマートメーターとは何ですか。

久富委員

電気の使用量を直接検針に来るのではなくて、コンピューター上で自動的に時間ごとのデータを取るものです。現在は、一般的には検針が行われていますが、将来的には基本的に検針をやらなくなるのかもしれない。今は電気ですが、将来的には、ガスや水道にも利用できるのではないかと思います。

椎名会長

何日の使用量がどのくらいでという過去のデータが全て分かる非常に便利なものですね。エネルギー管理が家庭でも出来るようになりますね。

計画推進係長

それがさらに発展していきますとメーターに出ている数値をスマートフォンでも確認できると思われれます。そこから電気を消したり、スイッチを入れたり出来ることも聞いたことがあります。どれくらい電気が使われているのか等の管理もできるようになると聞いたことがあります。

椎名会長

家庭版環境マネジメントの実現が具体的な形になってきますね。行政が一生懸命やるだけではなくて、住民が積極的に協力出来ると良い。現在、世帯数が増えているため、核家族化が昭島市でも相当増えてきていると思います。世帯が増えることでエネルギー使用量も多くなってしまいう傾向にあります。

そこで、マネジメントすることが大事になってくるのではないかと思います。方向を見据えて進んで行けば、計画の中で状況によって

取り上げていかざるを得ないのではないのでしょうか。環境基本計画の計画期間10年が固定されていると考えないで、状況に合わせて変えていかななくてはいけないと思います。

スマートメーターについても、利用している世帯、利用していない世帯が当然ありますし、一概には言えませんが、利用している世帯は、スマートメーターを活用したマネジメントを想定し計画を考える必要があるのかもしれない。

しかし、スマートメーターも、個人情報の事があるので簡単に出来るものではないと思いますが。

その他に何かございますか。

久富委員 「地球にかかる負担の少ないまち」というところですが、下水道から発生している汚泥というのは昭島市の中では貴重なエネルギー資源になると思います。東京都内では下水の処理をして発電するという取組を行っている自治体があると聞きます。どちらかという自治体がやっているのではなく、民間企業で設備を作って使用しているもののようなのですが。

昭島市の場合は下水処理場が昭島市の運営ではないと思いますが、将来的にそういう仕組みをうまく活用していくことによって貴重なエネルギーを確保することになると思うのです。民間の事業を活用した上でエネルギーを確保する形だと思いますので、ご検討していただければと思います。

椎名会長 下水というのは誰のエネルギーになるのかという問題がありますが、東京都の下水処理場が昭島市にありますが、昭島市で出したものは誰のものになるのでしょうか。

久富委員 補足ですが、民間で設備投資をして、自治体が活用するような事例を見ると、自治体のお金の負担はあまり無いようです。

椎名会長 そういう分野の技術が進んでいると思います。民間でもマーケットになると考えているからかもしれません。

最近では、関東近辺は下水道がほとんど整備されていますから、東京湾の水もきれいになってきています。葛西海浜公園で顔を付けても良いとなったかと思います。下水道の発展にも目配りをしないといけないのですね。

環境部長 話を戻しますが、家庭から排出されたものに対する所有権という問題ですが、基本的には廃棄されたものは廃棄先の処理施設に入るのであれば、その施設に所有権が移るものと考えられます。ですので、

下水については、東京都のものとなるかと思います。

久富委員のアイデアも然り、今、発電方式は色々ありまして、廃棄物、バイオマス、メタンガス、風力、地熱ガス等あります。

しかし、自治体がイニシャルコストをかけて発電し、採算が取れるところまでには、まだっていないと思います。そうした中でも、いくつかの市が協力して東京都を中心に行うということは効率的にできる可能性があるかと思いますが、研究を深めていきたいと思っています。

久 富 委 員 都内で数か所は、プロジェクトが動いているレベルだと思うので、電気として使う用途が蓄電しなくてはならないとなるとコストがかかってしまいます。しかし、病院等 24 時間電気を使うようなところを含めて考えると、トータルでプラスになるような運営は実際にできているのではと思いますのでご検討いただければと思います。

椎 名 会 長 こういったことに、環境行政がどう関わるのかということが、課題ですね。

先程の家庭のものはスマートメーター等があり簡単ですが、大規模施設となるといろいろな課題が出てくるという話でしょうね。

環境分野の計画というのは時代の変化に対応して、様変わりしていく可能性が十分にあるということです。

ところで、新聞等の資源ごみを分別して出すと自治体に収入があると思いますが、特定財源にはならないのでしょうか。環境を良くするために新聞等分別していますが、その財源が環境のために使わなければいけないということはないのですか。

環 境 部 長 一定の事業収入というのは、特定財源としてその用途に充てられません。

長 瀬 委 員 企業と家庭の環境への意識について話させていただくと、例えば、家庭で、てんぷらなどで使用した油をそのまま捨ててしまうと流れていくわけで、環境には良くないわけです。こういったことは家庭で結構あるのではないかと思います。一方、企業であれば、工場では下水を出す時、誤った排水の方法を取ると、行政の指導が入りません。

つまり、家庭に比べると企業に対する規制は厳しく、それに企業としても対応努力をとっています。やはり家庭も含めて考えないと駄目ではないかと思います。家庭から仮に汚水がどんどん流れているということであれば、企業に厳しく、家庭に甘いことになり、環境

- 保全を考えると、少し矛盾しているという感じがします。
- 椎名会長 恐らくそういうこと考え、実施していかざるをえない。
企業が企業内でやってらっしゃることが都市全体の経営としてやっていかなければならないということになるのですかね。その動きを見ながら環境審議会も連動していかないといけないのではないかなと思います。最新の情報をなるべく集めて、有益であるようでしたら是非ここに提案していただきたい。
- 長瀬委員 あと資源の再利用の徹底について考えると、今までの話でもありましたが、捨てたものがエネルギー利用されるのであれば、民間事業者が動けば、市だけではなく、都だとか国レベルでも考えていかなければいけないことになりますよね。
- 椎名会長 民間ですよ。民間の方は一生懸命されますから。
環境部長 資源化では、とにかくご家庭できっちり分けていただく。そして事業所、企業でもきっちり分けていただくことによって資源化率が高まってくると考えております。
- 椎名会長 資源の再利用は、民間の方は一生懸命されるが、家庭は遅れを取っている。それから恐らく、病院とか半分公共的な施設も遅れているイメージがあり、ばらつきがあるとは思いますが。
家庭での資源化というところをどうするかという問題はやはりあると思います。
また、そういう状況も審議会の時にいろいろ情報を出していただくとありがたいですね。
他に何かございますか。

(2) 昭島市の水について

- 椎名会長 では次に議題の2の「昭島市の水について」です。説明をお願いします。
- 水と緑の係長 議題の2 昭島市の水についてご説明致します。
資料の3をご覧ください。資料3にある通り昭島市環境審議会では平成24年度から平成26年度まで計8回にわたり昭島市の水についてご審議いただいております。この3年間にわたり、昭島市の水をどうしていくべきか方向性を決めることが大事であるということになりました。昭島市の水の方向性を考えていく中で、国や都の水についての方向性が出されておりますので、それに基づきまして行った方がよいということでした。国は平成26年度に水循環基本法及び

雨水の利用の推進に関する法律を施行しました。水循環基本法とは水は貴重な財産と位置づけ、国等に責務を定めた法律でございます。こちらは平成 26 年 7 月 1 日に施行されております。

また、地方公共団体は基本理念に則り、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなっております。本市ではすでに環境基本計画等で水に関する施策を立てて取り組んでおります。

雨水の利用の推進に関する法律がございしますが、近年の気候変動から水循環の適正化が課題とされており、その一環として雨水に着目し、利用促進を図るとともに国等の責務を定めた法律となっております。こちらは、平成 26 年 5 月 1 日に施行されております。

地方公共団体の責務と市町村の具体的な役割についての説明となりますが、法律では地方公共団体はその区域の自然的社会的状況に応じて雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならないとし、努力義務が課されております。

市町村は基本方針に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることが出来るという努力義務が定められております。

このように国が法律を定め、都道府県や市町村の責務が定められているのが現状でございます。

本市では先に述べたとおり平成 24 年度から環境審議会にて水についてのご審議をいただいております。その間、昭島市議会からもご質問がございまして地下水保全条例の制定にも触れていただいたことがございました。そのご審議をいただきまして考えた結果、本市 1 市だけでは地下水を保全すべく、規制条例を制定したとしても地下水が多く自治体で使用され、また、繋がっていることを考えると、本市だけで規制条例を制定しても意味をなさないとの見解をいただきました。よって条例は制定しないとの結論に至っております。それよりも理念を盛り込める理念条例を制定すべきとのご意見もいただきました。

しかし、先ほどの水循環基本法や雨水の利用の推進に関する法律が国で制定され、地方公共団体の責務等がその中で定められている今、出来る事は国の法律に基づき行える事を行っていくということでございます。

これらの話を整理していきますと、今後の審議会では水循環基本法と雨水の利用の推進に関する法律に基づいて昭島市の水についてご審議いただければと考えております。

また、国の水循環基本計画が今年7月に策定されましたので、その計画に基づき本市でも水に関する施策なり、計画なりを策定していければと考えております。

なお、水循環基本計画の骨子というものが出ておりますので、資料3-1で説明させていただきます。

資料3-1 水循環基本計画の骨子ということで、第1部に水循環に関する施策についての基本的な方針ということが記載されております。

こちらにつきましては、水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を創り上げることができました。

しかしながら、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となっている。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠であるということでございます。

今後の内訳としましては、1の「健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進」

健全な水循環の維持又は回復に関する施策を適正に策定し、実施するため、必要な調査の実施や、科学技術の振興のための措置を講ずることが必要である。

次のページになりますが、2の「水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保」

社会経済情勢の変化や気候変動に適切に対応しつつ、環境負荷を低減し効率的で有効な水の利用を図るため、水質改善、雨水・再生水

の利用、資源利用等を推進するとなっております。

また、3の「水の利用における健全な水循環の維持」でございますが、健全な水循環の維持について総合的な対応が図られるよう、水量と水質、地表水と地下水、平常時と渇水・洪水時など、水循環に係る情報を、関係者の連携のもと一体となって収集、共有、活用する体制を整えることが重要であるとされております。

また、4の「流域における総合的かつ一体的な管理」でございますが、危機的な渇水の際には、国民の生命と生活を守るため、政府・関係機関が一丸となって対応することが重要であるとされております。

最後に「国際的協調の下での水循環に関する取組の推進」では、水循環に関する国際ネットワークの拡大、水分野における国際標準化への参画、海外への技術協力、我が国の産学官の技術や知見を活用した水ビジネスの国際展開への支援等を通じて、世界の水問題の解決に向けた国際貢献を推進する。

第2部では「水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、1「貯留・涵養機能の維持及び向上」、2「水の適正かつ有効な利用の促進等」、3「流域連携の推進等」、4「健全な水循環に関する教育の推進等」、5「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」、6「水循環施策の策定に必要な調査の実施」、7「科学技術の復興」、8「国際的な連携の確保および国際協力の推進」となっております。

最後に第3部「水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項」といたしまして、「水の日」ちょうど8月1日となっておりますが、「水の日」の意義を踏まえ、国及び地方公共団体が実施する水の日の趣旨にふさわしい事業等を通じて、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるとい骨子となっております。

今年度は水に関する施策を今一度整理しておこうと考えておりますので、お願い致します。以上でございます。

椎名会長

説明が終わりました。

本件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

水循環基本計画、これについても閣議決定が今年の7月に出たばかりなので、以前から審議会の中で取り上げているが、その中でもど

ういう形が良いかということは意見としてなかった。

資料3の2ページの3「昭島の水」ブランド構築・推進事業（産業活性課）とありますが、こういうのも一つの戦略的なものなのでしょうね。一説によると水循環基本法というのは、前にも説明していただきましたけれども、水資源が外国資本により買い占められることを危惧したことも発端になっていると聞きます。

昭島市のように地下水をこれだけ利用しているところはない訳ですからね。このことが意味する事をしっかりと議論しなくてはいけないのではないのかと思います。

今考えるべきは水に対する行政施策ということで、水と緑の基本計画に盛り込んであるはずなのですが、もしかしたら、それ以外にもあるのかなとも思います。

地下水を利用しているので、昭島市の図書館に水の本やデータのコーナーがあるのかということもひとつです。役所の方が考えることと、委員の方が日常生活から思ったこと、いろいろあると思います。この話はずかみ所のないところがあります。昭島市は其中でどのように水への取り組みをしたら良いのか、体系的にやっても良いですが、全てを網羅することは難しいです。戦術的、戦略的にやっていかざるを得ない。

一つ考えているのは昭島市の中でどんな施策をやっているのかということ調べて次回に出してもらおうかなと思います。

中野委員

奥多摩・昭島市民の森の話は今の話に関係すると思います。第1回植樹祭から参加させてもらって何回か森林教室にも参加しています。記憶が違ってなければ、昭島市の水は地下水の涵養のことを考え、その象徴として奥多摩・昭島市民の森を開設したことを記憶しています。また小河内ダムを作った時にあそこを立ち退かざるをえなかった方達がかかり昭島市に移り住んだという関係性もあったと記憶している。

市民の森は森林ブースだけではなく、急な斜面の維持管理もあり、確か森林組合が管理をしていたかと思いますがどうでしたか。

水と緑の係長

農業振興財団というのが昭島市と立川市の間にあるのですが、その財団の方で研究等、管理の方を委託してやってくれています。例えば、鹿が入れないように囲いをする、カメラで観察する等、研究に関することだと財団の方でも費用の負担がかからないのでその面も含めてやっています。基本的に50年間の分収造林契約というのを土

地の所有者とその財団と昭島市で締結しておりまして、樹木を育てて大きくするという形はやっておりますが、鹿が入るなどして当初の計画よりは木が育っていないということもあります。ただ、森林教室をしている崖上の方は、せん定等を継続しておりまして、大きくなってきましたので、今後どう整備していくのかを検討しているところでございます。

中野委員 水源林的な地下水の象徴のようなものであったのであれば、水循環の一つの象徴的なことにはできないかなと思ったのですが。

水と緑の係長 地下水は昭島市だけで賄っているのではないので水源地を大切にするというようなことをしていくという形で今後関係する市町村と一緒に活動して、地下水を次の世代にも確保できるような活動をしていきたいと考えています。

椎名会長 森にも水に関しての要素があるのではないかとということですね。水と関係の無さそうな、公園とか学校などについても水の要素のようなものを引っ張り出して計画しないといけないかもしれないですね。

例えば先程の雨水浸透施設を学校に一つ設置するとか、公園にするとかというように施策を見直さなければいけないのかもしれない。今までの施策に緑等はありませんでしたが、もう一つ水という横軸で、どういうふうにも水という施策に取り組む局面を作るのかということが出てくるように思いましたね。

奥多摩の森は面積が広くないから水源としてはそれほど大きくないかも知れません。啓発として、緑だけではなく、水の啓発という意味でボランティア参加している人達にも考え方を社会教育あるいは、生涯学習というようにやっていくという意味もあると思います。

環境部長 奥多摩・昭島市民の森は水源林の保全という位置づけにはなっています。

今、本市は 100%深層地下水での水道水の供給ということで水道事業をやっておりますし、環境の方は環境の方で水を取り巻く様々な施策を展開していますし、産業活性課でもブランド化を考えています。各セクションで取組を行っていますが、今後は、横の連携も必要だと思います。

椎名会長 水のブランド化を進めるには、もちろん流域自治体との協力が欠かせませんよね。

その時に昭島市では何をやっているの、という時に先導的に動かな

いと駄目だと思うのです。

ブランド化をするならやることはやらないと駄目です。それは他の人よりも前に行かなければいけないということです。他の市がやってないことをやらないと。そうじゃないとブランド化はできないですね。

周辺自治体に助けられて地下水の恩恵を受けているだけではないかと言われてしまいます。

「こういうことも先駆的にやっています」と言えるようにしないといけないと思いますし、ブランド化に向けた足固めをしなければいけないと思うのです。

この場では、そういう議論をしていただければいいのかなと思います。

例えば、昭島市の市民が他の市の市民よりも水に深い関心があるというような施策もあるのかなと思います。

本来であれば、コンサルタントを雇い整理していきたいが、こうしたことを扱うコンサルタントもないと思う。だから我々で考えないといけない。

例えば、昭島市水循環計画というものを作った時に新しい水に関する、既存の計画を超えたレベルの計画というのを出せるのですか。

環境部長
椎名会長

計画化することは可能だと思います。

恐らく、水と緑の基本計画との整合性を超えたレベルの目標設定をしないといけなくなる事態というのを考えなくてはいけないですね。

環境部長

基本的な考え方については、審議を通じて時間をかけてご理解いただくことが第一と考えています。

それを整理したら改めて。

椎名会長

そういう点では平成24年から行っている中で、そんな簡単には出来るとは思いませんが、水に関する昭島市のスタンスというのを議論していきたいなと思います。

長瀬委員

昭島市の水について教育を、学校等で何か特別に授業を行っていますか。

長野委員

小学校3、4年生で地域の人々の健康な生活や良好な生活環境を考える学習をします。その際に水再生センターや水道部に行き、市内の施設で、水の循環について学ぶ授業があります。後は、環境教育というのは学校によって取組が違うので、一概に水についてと言わ

れると限定されてしまうのですけれども。

環境部長 その点についても次回までに学校レベルでどういったことを行っているか調べたい。

椎名会長 そうですね。

降旗委員 今、教育の話が出まして、話の視点が違うかもしれないですが、水というのは一つのテーマです。これからの教育のあり方というのが、かなり大きく変わろうとしているところがあります。それはキーワードというのかアクティブラーニングということでもあるのですが、要するに学び方を変えていくということです。会長もおっしゃるとおり新しいものを出していかないといけないとなった時に、今までの目標の設定の仕方をもう一度再考の余地があるのではないかと。

もう少し具体的にいうと、こういう目標ないし方針は、市民の方はもう設定されているところに来て目標を達成するということに関して学ぶということでした。今後は少し違うスタンス、目標自体を市民の方達が作っていくということに対しての評価をしていく学びの方が、これからの学校でも求められていくことです。そういう視点での切り口もあるのではないのかなと、お話をお聞きしながら思っていました。

椎名会長 先程の家庭の話はそれぞれの家の目標があり、どういう目標にしていくのかが家庭内から考えていくような話にならざるをえません。なにか冒険をするような感じですね。挑戦するというか。

長瀬委員 水の力ですよ。飲んでおいしいとか、体にいいとかいう話ですが、雨がたくさん降った時にどうなるのか。洪水の危険や、水はけが悪いところがいっぱいありますよね。そういうことも含めて水の見方はいろいろあります。

椎名会長 特に気候が激甚化していますのでそういう話はあると思います。

長瀬委員 武蔵村山市に工場がありますけれども、あそこでは今回豪雨や台風が来たとき、携帯が鳴りましたからね。「土砂崩れがあります」と。そういったものもきていました。

椎名会長 そうすると水に関しての防災マップも必要になってくるのかもしれないですね。

そのあたりの情報も京浜河川事務所で多摩川の情報も出ていますね。河床が上がっているという情報もあるようです。川底が上がることで、今まで洪水のなかったところにも被害があるかもしれませ

ん。そういったことを考えると用水路も意味をなしているのですね。

7 その他

椎名会長
計画推進係長

その他について何かございますか。

事務局から1点。ご報告というか、ご案内をさせていただきます。今月7月25日。今週末ですけれども25日から27日にかけて昨年10月に岩手県岩泉町と昭島市友好都市協定を結びました。その前に8月18日には地球環境保全協定を結ばせていただきまして、非常に結びつきが岩手県岩泉町と強くなりました。その一環として市民レベルの交流を増やそうということで、一つ事業を7月25日から7月27日にかけて実施致します。そちらは公募市民と岩手県岩泉町に訪れまして森林保全活動ですとか、被災地の視察ですとか、そういった中で町民との交流も深めていくことでより一層交流及び理解を深めていくという事業を開催することになっております。また、実施結果につきましては次回の環境審議会開催の際にこちらの方で開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

8 閉会

椎名会長

最後に全体を通して何かございますか。

無いようですので、これで閉会致します。
ありがとうございました。